

労働課

労働

新山砂防工事場

労働協議

所在 早米恵那郡東野村

従業員 一三二名(内女二二名)

代表役員 田中五郎(内女一)

園上組合 十一

期間 二月十日 至 二月十日

事由 〇 枝打ちノ監督ハ労働者ノ人権ヲ無視シテ

エノケトテ労働者ノ健康ノ感受ヲ損ナシクシテ二月十日

午後四時頃 芝園ニ入テ去去ノ休憩時間外ニ禁火

大ニテ休憩中ニ枝打ちノ機認ルニ海音心ヲ

①

(協同會労働課)

3.3
5469

CHIT CHIT MO